

2019年6月

独立行政法人 国際観光振興機構

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 平成30年度環境配慮法に基づく契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車及び船舶の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については実績がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

2019年度について、引き続き環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、環境配慮契約法の推進に努めていく。

以上